

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

ページ

告 示

○政治団体の設立の届出(八九).....	1
○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(九〇).....	1
○政治団体の解散の届出(九一).....	2
○政治団体の収支に関する報告書(九二).....	3
○公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(九三).....	3
○政治団体の収支に関する報告書の要旨の修正について(九四).....	3

告 示

- 臨時種畜検査の実施(七二八・農畜産振興課).....1
- 道路区域の変更及び供用開始(七二九・道路課).....1

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
一般国道	新	百七号	由利本荘市東由利館合字板戸口一六番四地先から字白山六四番二地先まで	"	九・〇〇〇	〇・八二〇

- 二 供用開始の期日 平成十八年十月十七日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年十月十七日から同月三十日まで

その他の政治団体

選挙管理委員会告示

秋田県告示第八十九号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一

項の規定により、平成十八年九月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成十八年十月十七日
秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
鈴木博美後援会	桐原敏郎	武藤隆昌	秋田市寺内油田二丁目五番七号	平成十八年九月二十二日
小林ひろし後援会	北嶋種樹	相馬留治	北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中四百三十一番地十	平成十八年九月二十九日

秋選管告示第九十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規

定により、平成十八年九月一日から同月三十日までの間に次の政

平成十八年十月十七日

秋田県知事 寺田典城

検査年月日 平成十八年十一月八日	検査開始時刻 午前十一時	検査場所 大仙市神宮寺字海草沼谷地十三番三 秋田県農林水産技術センター畜産試験場
---------------------	-----------------	---

秋田県告示第七百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十八年十月十七日
秋田県知事 寺田典城

治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法
 第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年十月十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 政党

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党秋田県港湾支部	主たる事務所の 所在事務所	秋田市中通二丁目一番三十六号 マグナスビル三階	秋田市土崎港西三丁目八番十六号	平成十八年九月十九日
自由民主党平鹿町支部	主たる事務所の 所在事務所	横手市平鹿町醍醐字街道上七十七番地	横手市平鹿町下吉田字石川原四十三番地一	平成十八年九月二十一日
自由民主党仙北支部	会 計 責 任 者	佐々木 忠 則	茂 木 勘之丞	平成十八年九月二十六日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
竹下博英後援会	主たる事務所の 所在事務所	秋田市雄和妙法字上大部十七番地七	秋田市雄和平尾鳥字西野六十三番地	平成十八年九月五日
秋田県公衆浴場組合政治連盟	代 表 者	石井 和 夫	佐々木 清 一	平成十八年九月十二日
		布川 良 一	乳 井 団	
佐藤賢一郎後援会	主たる事務所の 所在事務所	星 野 栄 一	布川 良 一	平成十八年九月十三日
		大館市水門町二番地九	大館市比内町扇田字中扇田三十六番地一	
中田じゅん後援会	代 表 者	菅 原 昇	嶋 田 久 成	平成十八年九月十四日
		齊 藤 伸 哉	佐 藤 金 蔵	
高貝ひさと後援会	主たる事務所の 所在事務所	大館市太田町太田字新田田尻六十七番地	大館市太田町太田字築地古館七十二番地	平成十八年九月二十二日
		会 計 責 任 者		

秋選管告示第九十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成十八年九月一日から同月三十日までの間

に次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十八年十月十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

政党

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
自由民主党琴丘支部	田村圭三	平成十八年九月七日	平成十八年九月十一日

秋選管告示第九十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成十八年十月十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

Ⅰ 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

Ⅱ 報告書の要旨

Ⅰ 収入及び支出のある団体

(1) 政党

政治団体の名称 自由民主党琴丘支部(平成18年分)

報告年月日 平成18年9月11日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額

217,452円

(ロ) 支出の内訳

合 計

127,609円

秋選管告示第九十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年十月十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の届出事項の異動の届出した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容	届出年月日
小松 隆 明	西仙北町長	小松隆明後援会	公職の種類	秋田県議会議員(候補者となることする者)	平成十八年九月二十日
				新	
				旧	

秋選管告示第九十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、修正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨の一部を次のとおり修正する。

平成十八年十月十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

(平成十八年秋選管告示第八十一号)

2 報告書の要旨 (2) 資金管理団体 ア寄附の内訳(同一の者からの寄附で年間5万円を越えたもの)「すぎき陽克政策研究会」の欄中

個人	鈴木 陽 克	19,800,000	秋 田 市
個人	鈴木 陽 克	10,000,000	秋 田 市

富 樫 孝 夫	1,500,000	秋 田 市
富 樫 具 子	1,500,000	秋 田 市
柴 田 隆 志	1,500,000	秋 田 市
柴 田 克 子	1,500,000	秋 田 市

改める。

正 誤

鈴木 恵子	1,500,000	秋 田 市
鈴木 貞	1,500,000	秋 田 市
菅 肇 孝一	800,000	秋 田 市

平成十八年二月十日(第七百五十号)掲載の秋田県告示第百十五号(開発行為に関する工事の完了)

ページ	段	行	誤	正
二	下	終りから	第二十九条第一	第二十九条第一
		一〇	項の規定により	項及び第二項の
				規定により

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 E-mail: matsubara@matshubaransu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄

